

## 今後の学校と地域の連携・協働に関する論点（検討の視点） に関する参考資料

### 【論点】

これからのコミュニティ・スクールの在り方をどのように考えるか。

#### （論点①）

新しい時代の教育や地方創生を実現するために、コミュニティ・スクールに求められる役割・機能はどうあるべきか。

### ○コミュニティ・スクールに求められる役割・機能に関する参考資料

#### ■コミュニティ・スクールの持つ機能

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律逐条解説（第4次改訂）より抜粋>

##### ●学校運営協議会の位置づけ

学校運営協議会は、教育委員会の管理権限の下、学校管理規則等に基づき、学校の責任者である校長が日常的な学校運営を実施する現行の公立学校の管理運営制度を前提として、校長の管理運営及び教育委員会の任命権者の行使上の手続に関与する機関であることから、自治法上の附属機関にとどまらず、当該学校の運営について一定の範囲で法的な権限を有する教育委員会の下部組織たる合議制の機関として、教育委員会がその責任において設置するものである。

##### ①校長の作成する学校運営の基本方針の承認（必須）

校長は、学校の運営に関して基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないことを規定している。これは、学校運営協議会を通じ、保護者や地域住民等が、校長と共に学校運営に責任を負うとともに、校長が作成する学校運営の基本方針に保護者や地域住民等の意向を反映させることを目的としている。基本的な方針において定めるものは、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項であり、教育課程の編成以外の事項としては、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられるが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めることとなる。校長は、承認された学校運営に関する基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことが求められる。ただし、校長は、個々の具体的な権限の行使の在り方や内容について、学校運営協議会の指示や承認を受けるものではない。

##### ②学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見（任意）

学校運営協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができることを規定している。これは、学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を

反映させる観点から意見を申し出ることができる旨を明確にしたものである。意見の内容としては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大、教育課程やその実施状況等についての意見が想定される。

### **③教職員の任用に関する教育委員会に対する意見（任意）**

学校運営協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができることを規定している。学校運営協議会の意見は、当該学校の運営の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に適った教職員の配置を求める観点からなされるものである。一方、「採用その他の任用」とは、採用、昇任、転任であり、分限（免職、休職、降任、降給）、懲戒（免職、停職、減給、戒告）、勤務条件（給与、勤務時間の決定）は意見の対象とならない。

学校運営協議会を設置する学校であっても、市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権に変更は生じないため、学校運営協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であり、都道府県教育委員会も、市町村教育委員会の内申をまって任命を行う必要がある。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、学校運営協議会の意見の内容との調整に留意する必要がある。また、県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については、市町村教育委員会を經由して都道府県教育委員会に提出される必要がある。これは、設置者としてその内容を了知しておく必要があるためであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではない。

任命権者は、職員の任用に当たり、学校運営協議会が述べた意見を尊重するものとするを規定している。学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではなく、任命権者は、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使することとなるが、任命権者においては、学校運営協議会の意見を尊重し、その内容を実現するよう努める必要がある。

## **■コミュニティ・スクールの持つ機能の実態等の整理**

### **◇学校運営の基本方針の承認の意義等**

＜コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議報告書（平成27年3月）より抜粋＞

#### **（意義）**

- ・基本方針の承認を通じ、学校と家庭、地域の三者において育てたい子供像や目指す学校像を共有し、三者が協働して教育の充実に取り組むための目的意識や当事者意識の向上につながるとともに、地域の人々や保護者等の意向を反映するという観点から、重要な意義を持つ。
- ・また、学校における地域の人々や保護者等に対する説明責任の意識を高め、教職員の意識改革に資するとともに、地域の人々や保護者等が校長とともに学校運営に責任を負う体制の構築に資するという観点からも意義がある。

#### **（成果）**

- ・計画の段階から地域の人々や保護者等の参画を得た学校運営ができる、校長の異動

があっても継続的な学校運営が図られる、地域が学校に対して肯定的に見るようになる、説明責任の意識が定着したなどの指摘がある。

**(課題)**

- ・承認された事項が広く地域全体に知られていない、基本方針の承認等を行うために適切な委員の任命が必要であるなどの指摘がある。

◇**学校運営協議会の「承認」事項の内容**

<平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋>

	教育目標・基本方針	学校経営計画	教育課程	組織編成	学校予算	施設・設備	その他必要な事項	教委の独自事項	「承認」事項計	1教委当たり平均数	自治体数
自治体数	76	93	133	81	95	77	100	38	693	4.4	157
規程自治体数の割合%	48.4%	59.2%	84.7%	51.6%	60.5%	49.0%	63.6%	24.2%	—	—	100.0%

◇**学校運営に関する意見申出の意義等**

<コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議報告書（平成27年3月）より抜粋>

**(意義)**

- ・学校の教育活動に対し様々な角度や多様な見方からの意見をもらうことで、教育活動や地域連携に関する点検や見直しを図ることができる、教職員や保護者・地域の人々のコミュニティ・スクールに対する意識づくりにつながるなどの意義がある。

**(成果)**

- ・学校行事や授業改善、生徒指導等に対し、広く地域の人々や保護者の意見が出されることで、教職員の学校運営への改善意識が高まるとともに、改善に向けて地域の人々等が学校を支援する取組につながっている、風通しのよい学校運営、学校・家庭・地域の信頼関係の構築につながっているなどの指摘がある。

**(課題)**

- ・適切な意見をもらうために必要な資質を高めていかなければならない、一方的に意見を述べるだけでなく、委員が何をするのも含めた意見を述べるよう意識を変えていく必要があるなどの指摘がある。

◇**教職員の任用に関する意見申出の意義等**

<コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議報告書（平成27年3月）より抜粋>

**(意義)**

- ・学校運営協議会が承認した学校運営の基本方針を踏まえて、実現しようとする教育目標・内容等にかなった教職員の配置を得ることが必要であるとの趣旨から、教職員の任用についても、地域の人々や保護者等の意向が任命権者に直接的に反映されるようにするものであり、地域に開かれ信頼される学校の実現の観点から意義がある。

### (成果)

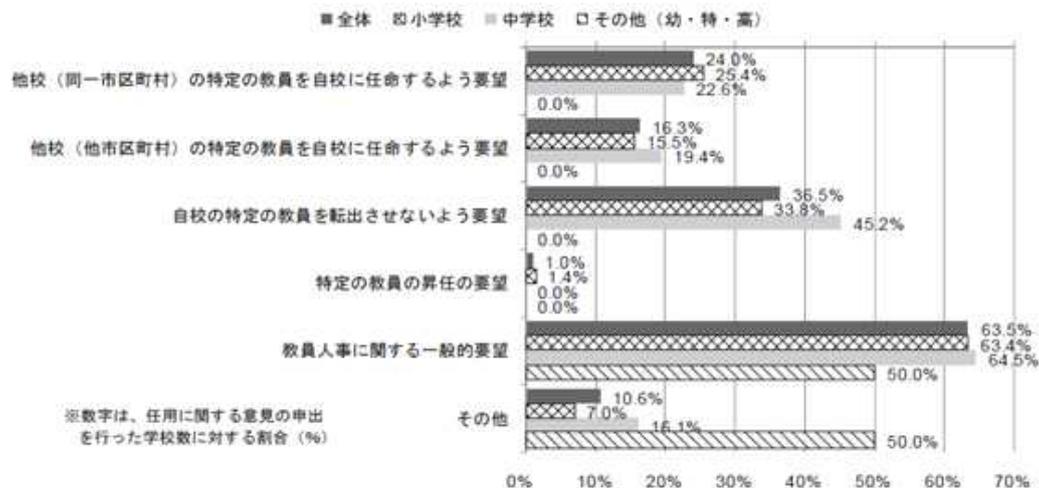
- ・学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見（例：地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任、社会教育主事有資格者の教員の配置、ミドルリーダーの強化など）が述べられており学校にとって応援的存在となっている、学校運営協議会の思いが教育委員会に伝わり教育委員会との協働化が進みやすいなどの指摘がある。

### (課題)

- ・委員が個々の教員の働きや役割について十分に理解することが難しく意見が出てきにくい状況がある、守秘義務を守り慎重に委員の理解を得ながら手続きを進める必要がある、任用についての意見を出すことに抵抗がある委員もいるなどの指摘がある。
- ・また、未指定校では、任用の意見の申し出で人事が混乱するのではないか、学校運営協議会と都道府県教育委員会、市町村教育委員会、校長の権限関係が曖昧であり不安であるといった課題認識があり、学校運営協議会設置の足かせとなっている実態も存在することから、それぞれの権限と責任を明確化すべきなどの指摘がある。

### ◇教職員の任用に関する意見の内容（指定校）

<平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋>



## (論点②)

これからのコミュニティ・スクールの在り方について、以下の観点も含め、どのように考えるか。

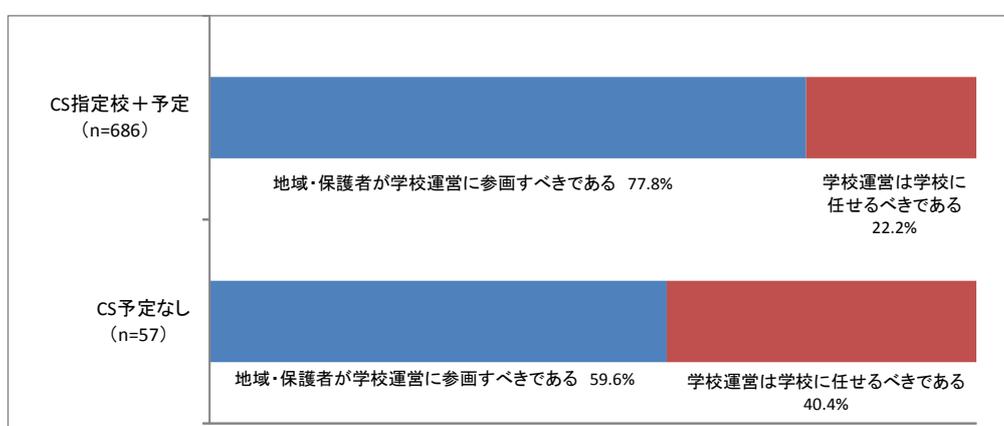
- ・校長のリーダーシップの発揮の観点
- ・学校支援地域本部や学校評価等の関連の仕組みとの一体的な推進の観点
- ・学校評議員制度や自治体独自の類似の仕組みとの整理の観点
- ・小中一貫教育等の学校間連携の推進の観点

### ○校長のリーダーシップの発揮の観点に関する参考資料

#### ■校長のコミュニティ・スクールに対する認識について

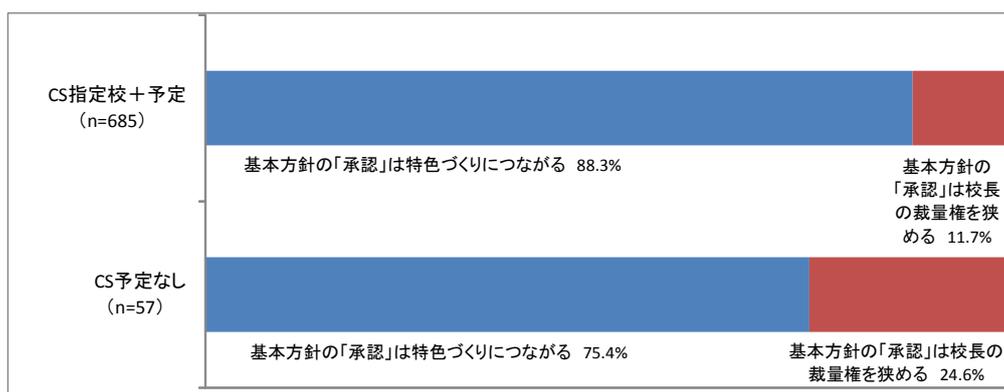
##### ◇学校運営参画に対する認識と指定の有無

<平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋>



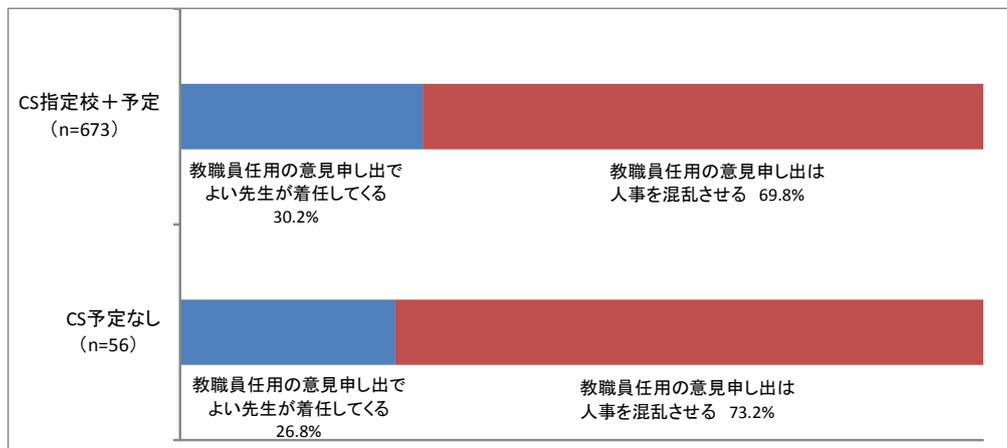
##### ◇学校運営協議会の承認権に対する認識と指定の有無

<平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋>



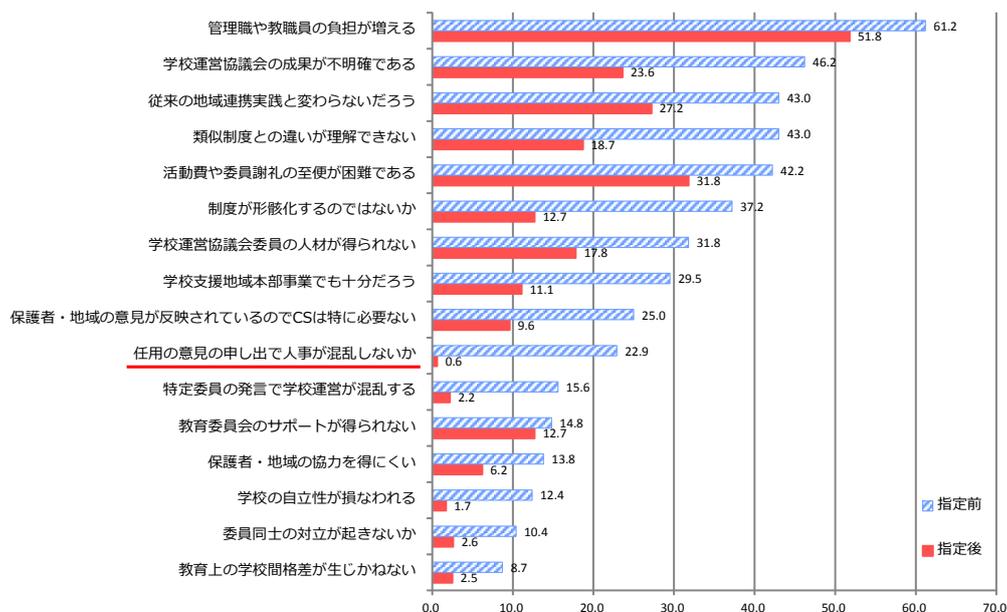
◇教職員任用意見に対する認識と指定の有無

＜平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋＞



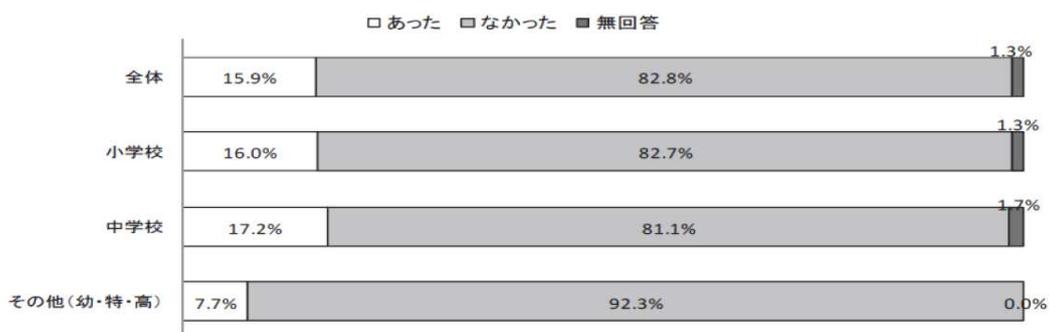
◇学校運営協議会に対する指定前後の課題認識の変化（教職員任用意見について）

＜平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋＞



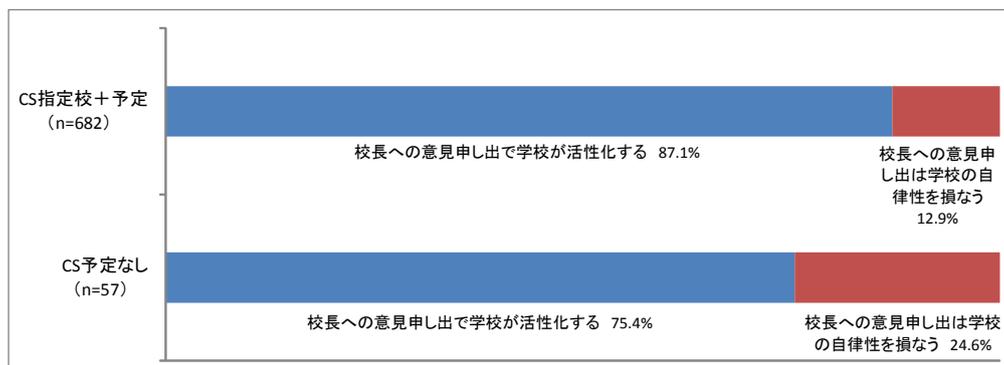
◇教職員の任用に関する意見の申出の有無（指定校）

＜平成23年度文部科学省委託調査研究報告書（平成24年3月日本大学理学部）より抜粋＞



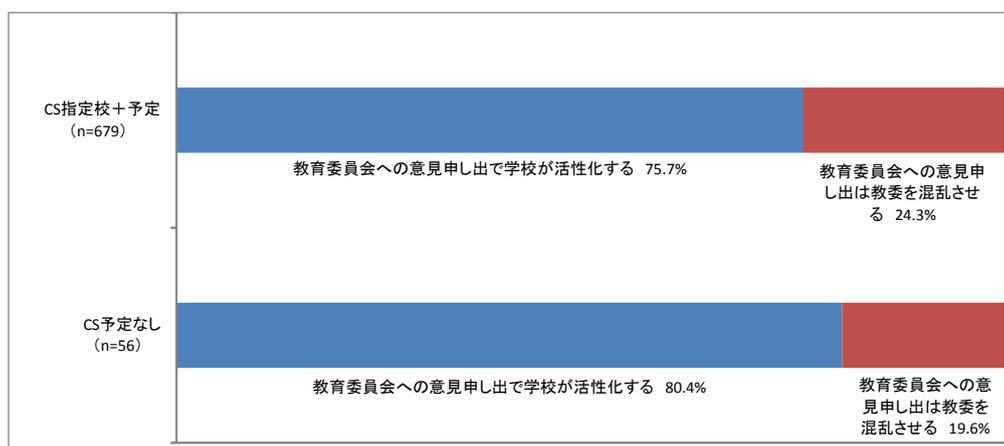
◇校長への意見申出に対する認識と指定の有無

<平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋>



◇教育委員会への意見申出に対する認識と指定の有無

<平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋>



■校長の推薦により学校運営協議会委員を任命することとしている規則例

<〇〇市教育委員会学校運営協議会規則より抜粋>

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は〇名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (例) (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

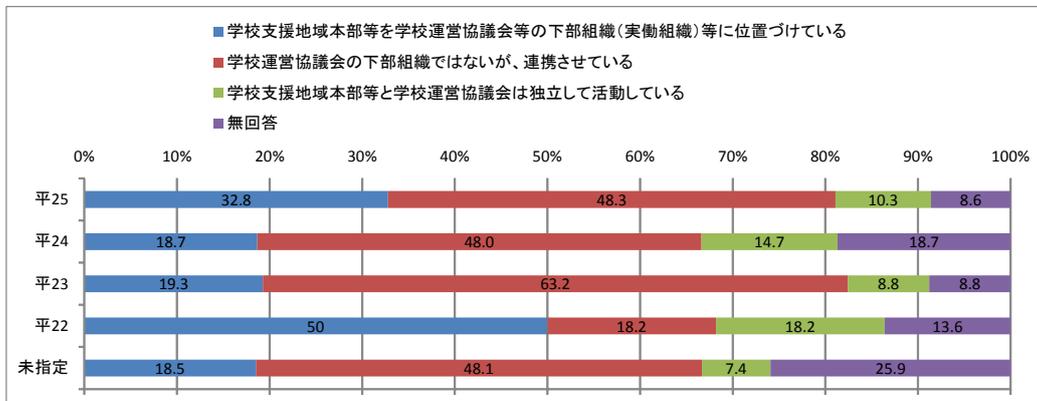
3 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

○学校支援地域本部や学校評価等の関連の仕組みとの一体的な推進の観点に関する参考資料

■学校支援地域本部とコミュニティ・スクールの関係について

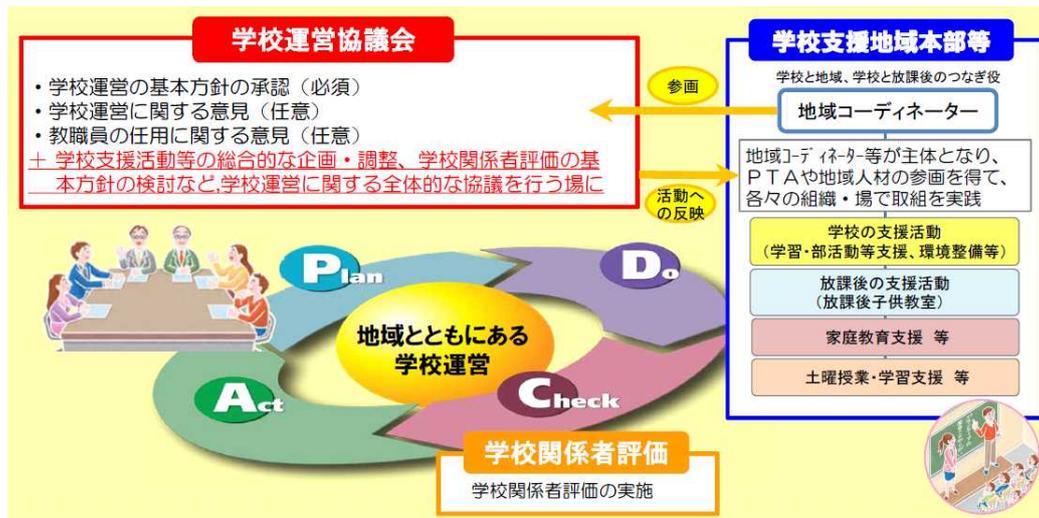
◇学校支援地域本部とコミュニティ・スクールの連携の状況

＜平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋＞



◇コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の一体的な推進の姿（イメージ図）

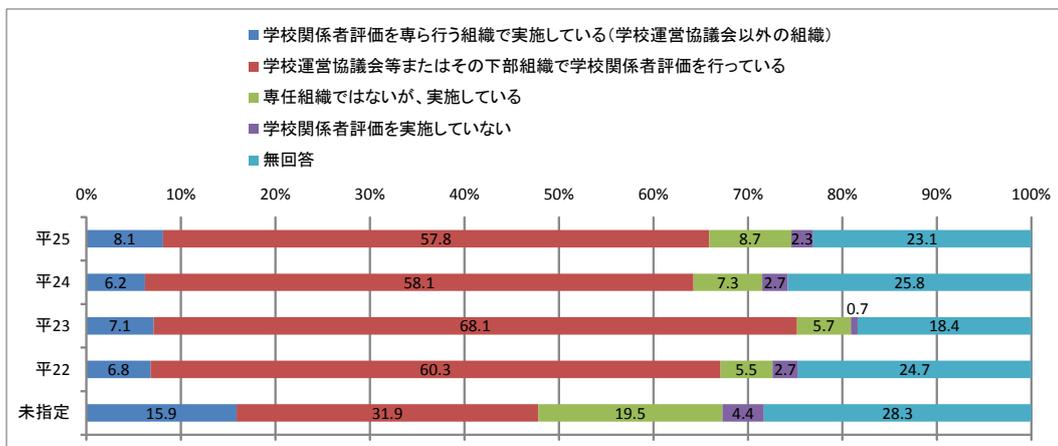
＜コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議報告書（平成27年3月）より抜粋＞



■ 学校評価とコミュニティ・スクールの関係について

◇ 学校運営協議会における学校評価の実施状況

<平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋>



◇ 学校評価の実施状況

【学校評価の内容】

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

【学校評価の実施状況】

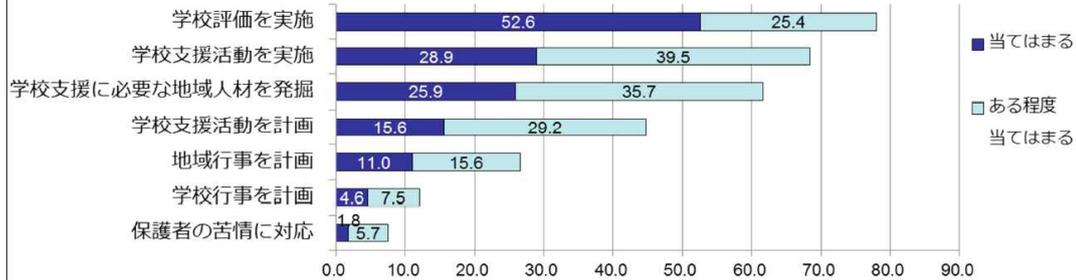
	公立学校			国立学校			私立学校			国公私合計		
	①自己評価	②関係者評価	③第三者評価	①自己評価	②関係者評価	③第三者評価	①自己評価	②関係者評価	③第三者評価	①自己評価	②関係者評価	③第三者評価
幼稚園	98.9%	75.0%	2.1%	98.0%	89.8%	12.2%	83.0%	41.6%	5.4%	89.2%	54.6%	4.2%
小学校	100.0%	96.0%	3.7%	100.0%	90.5%	25.7%	91.0%	53.8%	8.0%	99.9%	95.6%	3.8%
中学校	100.0%	95.7%	4.0%	100.0%	90.4%	16.4%	86.4%	53.4%	11.5%	99.0%	92.8%	4.6%
高等学校	100.0%	97.8%	12.8%	100.0%	93.3%	26.7%	88.0%	51.4%	9.2%	96.7%	85.0%	11.9%
中等教育学校	100.0%	96.4%	7.1%	100.0%	75.0%	25.0%	73.3%	66.7%	13.3%	91.5%	85.1%	10.6%
特別支援学校	99.9%	98.3%	13.6%	97.8%	91.1%	15.6%	83.3%	33.3%	0.0%	99.6%	97.1%	13.5%
合計	99.9%	93.7%	4.6%	99.2%	90.4%	18.8%	84.1%	44.1%	6.4%	96.7%	83.9%	5.1%

■ 法定外（権限外）活動の実態について

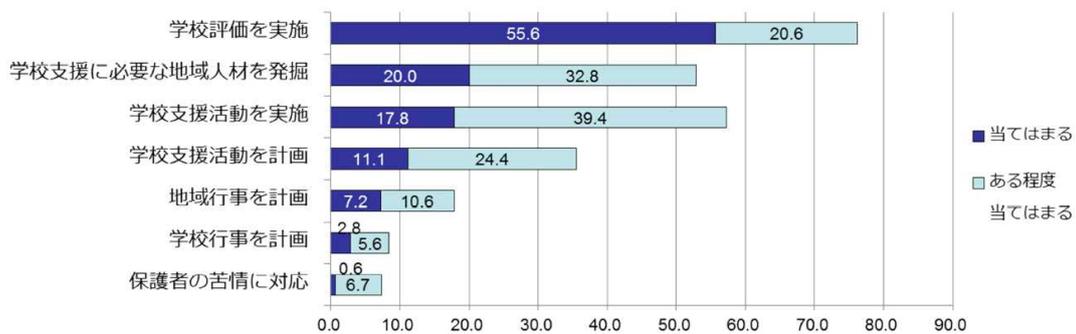
＜平成23年度文部科学省委託調査研究報告書（平成24年3月日本大学理学部）より抜粋＞

① 学校運営協議会の権限外活動の実態（小・中学校）

【小学校】



【中学校】



② 学校運営協議会の権限外活動と成果認識の関係性

	成果認識項目	権限外活動				
		学校支援活動を実施	保護者の苦情に対応	学校評価を実施	地域行事を計画	学校行事を計画
学校運営の改善	学校関係者評価が効果的に実施	◎		◎		○
	学校が活性化	◎				◎
児童生徒の変容	児童生徒の学習意欲向上	◎	△		◎	△
	生徒指導の課題解決	◎	△		◎	
教職員の变容	教職員の意識改革	◎	△			△
	教職員の子どもと向き合う時間の増加	◎	△			
保護者・地域連携の変容	学校に対する保護者や地域の理解の深まり	◎				
	保護者や地域からの苦情が減少	◎	△		○	
学校外の変容	地域教育力が向上	◎	△	△	○	◎
	家庭の教育力が向上	◎	△		○	○

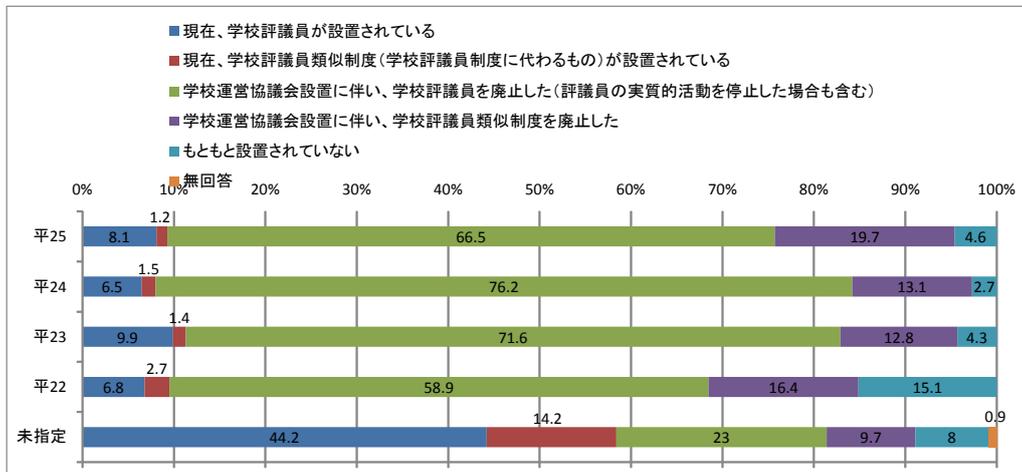
注: ◎=強い有意な関係あり(p<0.01)、○=有意な関係あり(p<0.05)、△=ある程度関係有り(数値差約10ポイント以上)

○学校評議員制度や自治体独自の類似の仕組みとの整理の観点に関する参考資料

■学校評議員制度とコミュニティ・スクールの関係について

◇学校評議員制度からコミュニティ・スクールへの移行

<平成25年度文部科学省委託調査研究報告書（平成26年3月日本大学理学部）より抜粋>



◇学校評議員の設置状況（平成24年3月末現在）

<平成23年度間学校評価等実施状況調査より抜粋（文部科学省）>

	公立学校		国立学校		私立学校		国公私立合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	2,485	52.8%	49	100.0%	2,109	28.0%	4,643	37.8%
小学校	17,498	83.7%	73	98.6%	70	33.0%	17,641	83.3%
中学校	8,236	84.4%	73	100.0%	243	33.3%	8,552	81.0%
高等学校	3,031	83.5%	15	100.0%	507	36.5%	3,553	70.6%
中等教育学校	21	75.0%	4	100.0%	10	66.7%	35	74.5%
特別支援学校	741	83.3%	45	100.0%	4	33.3%	790	83.4%
合計	32,012	80.2%	259	99.6%	2,943	29.7%	35,214	70.4%

※母数：全学校数

■ 類似の仕組みについて

◇ 学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校（平成27年4月1日現在）

学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校

① コミュニティ・スクール **2,271校<sup>※1</sup> (7.6%<sup>※3</sup>)**

② 校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

**2,708校 (9.0%)**

③ 校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

**4,309校 (14.4%)**

④ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある（その会議体は、教育委員会の規則や教育委員会が定める規定等に基づき学校が作成する要綱等により設置）

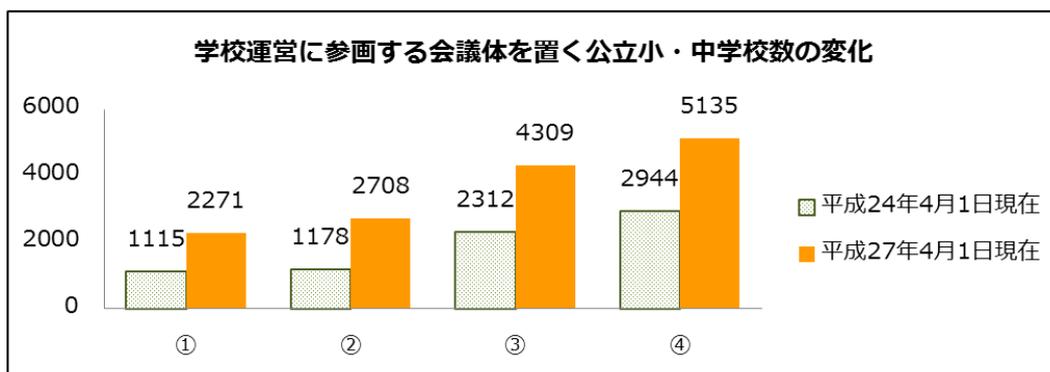
（例）一貫・連携推進協議会、学校支援地域教育協議会 等

**5,135校 (17.1%)**

※ 1) コミュニティ・スクールに指定されている2,389校のうちの公立小・中学校数

※ 2) 母数は、平成26年5月1日現在の公立小・中学校数

◇ 学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校数の変化



## ○小中一貫教育等の学校間連携の推進の観点に関する参考資料

### ■コミュニティ・スクールにおける小中一貫教育等関連の提言

＜「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」（平成26年12月22日中央教育審議会）より抜粋＞

#### 第1章 小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について

##### 第5節 小中一貫教育の総合的な推進方策について

##### 3 地域ぐるみで子供たちの9年間の学びを支える仕組み作り

（前略）

このような観点から、先行事例の中には、小中一貫教育とコミュニティ・スクールや学校支援地域本部等を有機的に組み合わせて大きな成果を上げている例も多く見られる。これらを一体的に導入することにより、保護者、地域住民と教職員とが、学校の教育目標や、学校・子供が抱える課題やその解決策等を9年間を見通して共有し、より広い地域からの組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となる。小中一貫教育と地域と共にある学校作りは親和性が極めて高いものであり、補助事業や教職員加配等を通じて、国としても両者の一体的な導入を積極的に支援していく必要がある。

小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組み合わせるためには、中学校区で一つの学校運営協議会を置くことが有効であるが、学校運営協議会は現行法令では各学校に設けることとなっており、学校ごとに学校運営の基本方針を別々に承認することとなり、9年間を通じた方針・目標等の共有がしにくいという課題がある。このため、小・中学校の学校運営協議会をリンクさせるために学校運営協議会委員全員を関係する全ての学校の委員として併任させたり、各学校に運営協議会を設けた上で、更にその上に小中合同の会議を開催したりするなどの工夫を講じている例もあるが、委員や事務局となる学校の大きな負担につながっている。

このため、特に小中一貫型小学校・中学校（仮称）の取組の充実を図る観点からは、中学校区で一つの学校運営協議会を設置できるように現行制度を見直すことも有効な方策であると考え。国は、こうした点も踏まえつつ、中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進する必要がある。その際、第3節で述べた9年間一貫した教育目標や教育課程等の基本方針の承認のほか、9年間一貫した学校運営に対する意見の聴取、9年間を通じた学校支援や学校関係者評価の実施など、そのメリットを最大限生かした運営がなされるとともに、負担軽減策も含め、より効果的かつ効率的な運営がなされるよう配慮していくことが求められる。

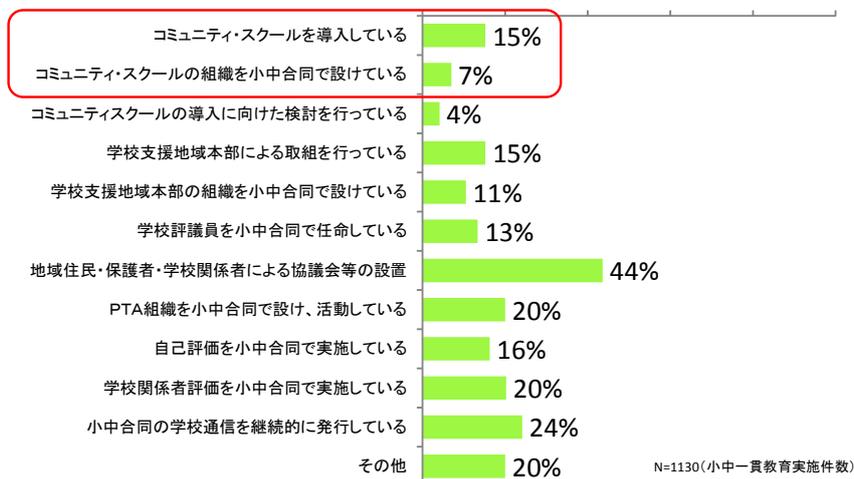
## ■小中一貫教育等におけるコミュニティ・スクールの取組

<文部科学省小中一貫教育等についての実態調査より抜粋>

### ◇小中一貫教育とコミュニティ・スクール等との一体的な推進状況

コミュニティ・スクールを導入している：15%（172件／1130件）

コミュニティ・スクールの組織を小中合同で設けている：7%（79件／1130件）



出典：文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

○関係法令一覧

＜学校運営協議会＞

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)

- 第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
  - 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
  - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
  - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
  - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
  - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
  - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

### <学校評価・学校の情報提供>

#### ■学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※この規定は、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）に、それぞれ準用する。

#### ■学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(抄)

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※この規定は、幼稚園（第39条）、中学校（第79条）、高等学校（第104条）、中等教育学校（第113条）、特別支援学校（第135条）に、それぞれ準用する。

### <学校評議員>

#### ■学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(抄)

第49条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

※この規定は、幼稚園（第39条）、中学校（第79条）、高等学校（第104条）、中等教育学校（第113条）、特別支援学校（第135条）に、それぞれ準用する。